

(仮称)太陽光発電施設の設置に係る条例(素案) に対する意見募集の実施について

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として積極的な設置が進められており、本市においてもエコハウス補助金等を通じてその普及の促進に取り組んでいるところです。しかし、大規模な施設が無秩序に設置されると、自然環境や生活環境、景観など環境に大きな影響を与えるほか、土砂災害や住民トラブルの原因となる場合があります。

このため、本市において、北部森林や農地などの貴重な緑の保全等、自然環境・生活環境・景観の保全と災害の未然防止を図り、太陽光発電施設の適正な設置を誘導するため、「(仮称)太陽光発電施設の設置に係る条例」を制定する予定としています。

つきましては、条例制定にあたって参考とさせていただくため、下記の通り、市民の皆様から、本条例の素案に対する意見を募集します。

記

●意見募集期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

●閲覧場所

市ホームページに掲載するほか、環境政策課(市役所本館5階)、行政資料コーナー(市役所本館1階18番)、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター(工事による休館施設を除く)で閲覧できます。

●応募方法

住所及び氏名(団体の場合は、所在地、団体名及び代表者名。以下同じ。)を記入し、令和6年1月4日(木)までに、環境政策課へ持参するか、郵送(当日消印有効)、ファックス又は市ホームページ(<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>)の簡易電子申込によりご提出ください。

●提出先

〒569-8501(住所不要) 高槻市 市民生活環境部 環境政策課(市役所本館5階)
FAX:072-661-3198

【注意事項】

- 1 電話や口頭でのご意見及び住所・氏名の記入がないご意見は受付できません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- 2 ご記入いただいた個人情報、この意見募集の目的以外には使用しません。

●問合せ先

高槻市 市民生活環境部 環境政策課(TEL:072-674-7486)